

- 一金五十二圓 筍四百貫目
- 一金一圓五十錢 古竹一駄半
- 一金十錢 籜二貫目
- 一金二十錢 竹枝四束

差引利益金十六圓五十五錢

以上苦竹淡竹黑竹孟宗竹の四種につき其造林法の大様を述べ尙中等地につき其收支計算を爲したるが之れによりて見れば粗収入の最も大なるは孟宗竹次に苦竹黑竹淡竹なるが孟宗竹は之れに要する資本も大なるを以て實際の収益は苦竹に比し遙かに小なり故に林業上竹林を經營するには苦竹、黒竹を仕附くるを得策とす然れども又農家の副業として換言すれば農閑に於て或は米麥作等の本業の餘暇尙手間及肥料に餘分を生じたる傍ら孟宗畑を作るには利益又大なるべし然れども又苦竹

京都府乙訓郡地方の收支計算

は利用の範圍極めて大にして肥料及手入等孟宗畑の如く繁忙ならず而かも苦竹林は後年に至るまで事業を繼續し得べきを以て工藝備林として永遠に經營を保障するには苦竹に及ぶものなかるべし尙参考の爲め京都府乙訓郡地方中年の藪につき實地各所有者につき調査したるものを掲げん

竹林并に孟宗畑に對する收支計算 (壹反歩當リ 一ヶ年分計算)

第一號 (毎年伐採)

苦竹林

乙訓郡大山崎村字大山崎 川崎安之助氏

總支出金九圓二十五錢

内譯

- 金四圓
- 金貳圓

人糞十荷此目方百六十貫
下草 (隔年四圓の支出に
付一ヶ年分を掲ぐ)

金貳圓二十五錢
金壹圓

施肥并に除草其他人夫五人
諸稅公課

總收入金三十六圓

內譯

金三十圓

竹十駄代

金三圓

藪元直段竹皮廿四貫代

金壹圓

竹梭十束代

金二圓

止り筭二十五貫代

差引金二十六圓七十五錢

利益

第二號 (每年伐採)

大山崎村字圓明寺

苦竹林

木村清兵衛氏

總支出金二十一圓

內譯

金十二圓

人糞二十荷此目方五百貫

金四圓

下草四百貫

金貳圓

(隔年土持に付き一ケ年分掲ぐ)

金壹圓

施肥人夫

金貳圓

諸稅公課

總收入金六十二圓六十二錢

內譯

金四十二圓

竹十四駄代

金十二圓

同皮代

金壹圓十二錢

同枝代

金七圓五十錢

止り筭代

差引金四十一圓六十二錢 利益

第三號 (毎年伐採)

孟宗畑

大山崎村字圓明寺

吉田愛一氏

總支出金三十一圓六十錢

内譯

金十圓

人糞二十荷此目方五百貫

金六圓

下草六百貫目

金四圓

土持人夫八人

金壹圓

施肥人夫二人

金七圓五十錢

掘り手間運搬共十五人

金八十錢

掘り器具修繕費

金二圓三十錢

諸税公課

總收入金五十八圓五十六錢

内譯

金五十六圓

筍春彼岸一貫目八錢

金二圓四十錢

二月末一貫目二圓平均十二錢

金十六錢

竹二駄代

差引金二十六圓九十六錢

同枝四貫目代

利益

第四號 (毎年伐採)

孟宗立ち藪

新神足村字友岡

鈴木勝之助氏

總支出金十五圓四十五錢

内譯

金九圓

人糞十五荷

金二圓二十五錢 施肥并に除草人夫
 金一圓八十錢 諸税公課
 金二圓四十錢 雜費
 總收入金三十五圓二十錢

内譯

金三十圓 竹十五駄代
 金九十錢 同皮代
 金一圓八十錢 同枝代
 金二圓五十錢 止り筈代
 差引金十九圓七十五錢 利益

第五號 (隔年伐採)

苦竹林

新神足村大字古市 五十樓 馬太郎氏

總支出金三十三圓五十錢二ケ年分

此二分の一即一ケ年分支出金十六圓七十五錢

内譯

金九圓 人糞十五荷代
 金二圓五十錢 藁百束代
 金一圓二十錢 土持ち人夫(五年目毎一回につ
き五分の一を掲ぐ)
 金二圓二十錢 施肥并に除草其他人夫
 金五錢 藪番賃
 金一圓八十錢 諸税公課

總收入金六十六圓六十錢

内譯

金五十五圓八十錢 竹十八駄代

金五圓

同皮代

金一圓二十錢

竹枝代

金四圓六十錢

止り筭代

差引金三十三圓十錢

此二分の一

金十六圓五十五錢

每年利益

第六號 (毎年伐採)

新神足村字園田

黒竹・林

藤林傳吉氏

總支出金二十三圓五十錢

金十二圓

人糞二十荷

金六圓

下草六百貫

金四圓

施肥其他入夫八人

金一圓五十錢

諸稅公課

總收入金

内譯

金六十圓

伐竹十五束枝附

差引金三十六圓五十錢

利益

第七號 (隔年伐採)

向日町字上植野

苦竹・林

小島政次郎氏

總支出金三十一圓六十錢

二ヶ年分

此二分の一即ら一ヶ年分支出金十五圓八十錢

内譯

金七圓

人糞及油糟代

金三圓

藁百束(隔年に施すに付き一ヶ年分を掲ぐ)

金一圓

施肥其他入夫

金二圓

雜費

金二圓八十錢

諸稅公課

總收入金六十四圓四十九錢

內譯

金五十六圓十錢

竹十七駄代

金四圓六十五錢

同皮代

金一圓二十四錢

同枝代

金二圓五十錢

止り筈代

差引金三十二圓八十九錢

此二分の一

金十六圓四十四錢五厘

毎年の利益

第八號 (隔年伐採)

苦竹林

向日町字寺戸

岡崎廣一氏

總支出金四十四圓五十錢

二ヶ年分

此二分の一即ち一ヶ年分支出金十七圓二十五錢

內譯

金五圓三十八錢

人糞及油糟代(隔年ニ付二分ノ一ヲ掲ゲ)

金四圓五十錢

下草三百貫目(隔年ニ付二分ノ一ヲ掲ゲ)

金一圓

土持人夫賃(四年目ニ一回ニ付四分ノ一ヲ掲ゲ)

金七十五錢

施肥人代

金二圓五十錢

雜費

金三圓十二錢

諸稅公課

總收入金六十四圓九十五錢

內譯

金五十六圓十錢

竹十七駄代

金四圓九十錢	同皮代
金一圓二十錢	同枝代
金二圓七十五錢	止り筭代
差引金三十圓四十五錢	此二分の一
金十五圓二十二錢五厘	每年利益

京都地方竹商組合の概況

京都竹商組合の組織

第五編 京都地方竹商組合の概況

京都地方竹商組合を分ちて二となす

- 一、京都竹商組合
- 一、山城竹商組合

第一章 京都竹商組合の組織

當組合は明治十六年四月の府達に基き明治十九年二月設立認可を得たり今日に至るまで二十有餘年間同業者營業上の氣脈を通じ斯業の發達を期せり

其組織を見るに同業者と稱するは竹卸小賣商の二種より成れども又竹卸賣商にして小賣商を兼ねるものあり目下組合員四十八名あり組合事

事務所は京都市上京區舊第三十一組下丸太町二十一番戸に設け現今組長は宅間太兵衛氏なり

當組合は京都市内に於ける竹商の組合にして組合員中其卸賣商と稱するは如何なる資格を有するやと云ふには竹材商として資力の豊かなるものたるは疑なきところなれども例令竹卸賣商なりとて荷主即ち業主より直取引を爲すを許さず必ずや産地仲買人の手を経て購入することなせり勿論仲買人なき地はこの限りにあらざるなり

而して仲買人とは之れ多くは林主にして仲買を營業とする者なり故に今日にては仲買を專業とするもの殆んど之無きなり斯くの如く仲買業者の多くは林主なるを以て彼等は相互に同盟して又一つの組合を設く是れ即ち次に述べんとする山城竹商組合と稱するものなり要するに組合規約として京都市内に要する竹は必ずや一たび此山城竹商組合の

山城竹商組合の組織

手を経ることゝなれり

第二章 山城竹商組合の組織

本組合と京都竹商組合との關係は大略前既に述べたるところにより推知し得べく其間互に提携して斯業の進歩發達を期するものゝ如し當組合の加入者は多く郡部にして京都市内加入者は現今三名に過ぎず然れども山城國にては葛野、乙訓、宇治、相樂、紀伊、久世、綴喜の七郡丹波國に於ては南桑田、船井の二郡及京都市を併せ九郡一市を以て同業組合地區となせり目下組合加入者は四十一名なり組合事務所は宇治郡醍醐村に置き組長は辻市右衛門氏なり而して更にこの地區を三部に分ち各部に委員三名を置き事務を管理せしむ
本組合は竹卸賣仲買營業者にして商人は多くは郡部の有力なる林主よ

り組織せらるゝのみならず京都向竹材は本組合商の手を経ざるべからざるを以て竹材界の實權は全く本組合に掌握せらるゝといふも敢て過言にあらず而かも府の年々の産額は實に約三十萬束價格約二十萬圓に達せり況んや斯くの如き多額の竹材は決して一朝一夕にして京都市内のみにて消費さるべきものにあらずして京都市内にて消費せらるべきは實に九牛の一毛に過ぎずされば當組合の目的は京都にあらずして大阪兵庫地方の所謂酒造桶箍用材を供給するにあり故に酒造の商況は引いて一に府下全般竹材商の運命にかゝる然れども翻て一考すれば山城地方の竹材は其工藝的性質の決して此地方の竹を措いて他に求むべからざるを以てなり況んや吾國酒造の本場たる灘の酒は年々需要を増加し今日に於ては遠く外國にまで輸出するの盛況を呈するをや

第三章 販路の概況

販路として主要なる地方は大阪、兵庫地方の酒造地なれども尙此外近畿地方より或は北陸、東海、北海道に至るまで販路の區域擴張せらる而して府下竹林は多くは桂川木津川沿岸に存在するを以て輸送は多くは水運の便に依り筏流となし一たび大阪に至り更に筏或は帆船に依り目的地に輸送せらる故に今上流の桂川より下流淀川を経て大阪に至るまでの輸送につき大略を述べれば、
筏流は先づ桂川の上流葛野郡嵯峨村地方嵯峨濱より始まる夫れより下流淀大濱に至るまで五六箇所の濱あれども之等は一旦盡く淀大濱に着し是れより更に筏を組替へ大阪に至るなり其理由は淀濱に至るまでの上流は河幅並に水深淺きを以て平水にては一筏につき六七十束以上を

組立つるを得ず故に一筏百束以上とせんには止むを得ず更に淀濱にて
 組替を要するなり尤も淀濱には問屋ありて大阪向の荷受を取扱ふこと
 くなれり斯くして淀川を下りたるものは網島に着し此處にて大阪市小
 賣商の入津に歸す然れども灘行のものは新淀川の稗島に着す是より尼
 ケ崎荷捌問屋の手を経て筏或は船積となし灘地方に輸送す
 其運賃表を掲ぐることに次の如し

桂川筋

- 一 嵯峨濱より淀迄一束に付金二錢五厘
- 但右内一厘 借地料
- 一 谷川濱同 上 金一錢七厘
- 一 桂濱 同 上 金一錢六厘
- 一 久世濱同 上 金一錢三厘

- 一 六地藏濱より大阪迄同 金三錢六厘
- 一 伏見濱同 上 金三錢六厘
- 一 淀大濱同 上 金三錢三厘五毛
- 一 松の木橋同 上 金三錢四厘五毛
- 一 淀川濱同 上 金三錢六厘
- 一 尼ヶ崎行は大阪行より一束に付三厘を減ず
 備考各濱附近の竹材取出村名を擧ぐれば次の如し
- 嵯峨濱(嵯峨村)
- 松尾濱(松尾村)
- 桂濱(大枝村、大原村、川岡村、桂村)
- 久世濱(向日町)
- 淀濱(神足村、大山崎村)

京都川筋に於ける竹組方

伏見濱(紀伊郡全部、愛宕郡のものは高瀬川により船積にて伏見に至る)

而して桂川筋に於ける筏の組方は最初臺又は鼻(或は一段目ともいふ)をつくる即ち七八寸物七八束を水平に並べ其上に「アユミ」又は足元と稱し筏師の足場をつくる爲めに竹二束を上げ其上に鼻竹より後方に五六間を距て六七寸物十束乃至十二束を乗す之を一番棚(又一段目)と云ふ之れより約一二間を距て二番棚(三段目)をつくる十七八束を用ふ次に三番棚(四段目)は同じく一二間を距て十七八束乃至二十束を上げ最後の五番棚は七八束乃至十束を乗す
鼻竹と一番棚とは筏の主要部にして筏の線縦には最も大切な部分なれば両者は充分能く相結束せしむ其餘は割竹又は藤蔓にて結附け又は單に上げ置くに過ぎず

附録

第一、京都竹商組合規約 明治十九年二月十七日改正

第一章 組織 名稱

第一條 當組合は竹卸賣小賣商同業者を以て組織す

第二條 當組合は京都竹商組合と名稱す

第二章 地區 事務所

第三條 當組合は上下京兩區内を以て其地區と定む

第四條 地區中事務の便宜を謀り左の四部に分つ

但し三條池は以南に高倉通は以東に屬するものとす

西北部三條以北 西堀川以西

東北部三條以北 東堀川以東

西南部 三條以南高倉以西

東南部 三條以南高倉以東

附録 第一京都竹商組合規約

第五條 當組合の事務所は當分組長自宅を以て之に充つ

第三章 目的及方法

第六條 當組合組織の目的は營業上の氣脈を貫通し弊害を矯め利益を圖るにあり其要領左の如し

第一粗品濫賣の弊を矯正すること

第二賈買價格を正當にすること

第三營業取引を確實にすること

第四雇人取締及教育のこと

第五手形流通の法を開くこと

第六廉價販賣の方法を圖ること

第七需用販路の擴張を圖ること

第七條 前條の目的を實行するか爲め下條の方法を確的規定す

但し未定の細法は漸次に之を定むべし

第八條 組合員は商業の秩序を守り濫りに産地仲買人の手を經ず直接に購入する等の事なく

互に信義を以て取引すべし

但し仲買人無之地方は此限に非ず

第九條 前條 商業の秩序を破りて濫りに取引し粗製品を濫賣し一般の營業を妨ぐる者あるときは其部委員へ密告すべし

委員は其事實を調査したる上之を組長へ稟議し組長は委員と共に懲罰説諭を加ふべし然る上猶其行爲を改めざるときは役員會に諮り相當の處置を爲すべし

第十條 組合員に於て産地荷主及同業者市中需用者へ直賣するを認る時は其部委員を経て組長へ申出すべし

組長は其事實を認確したる上産地同業組合(組合なきものは營業人)に對し商業秩序を紊亂し相互の營業妨害するを防ぐ爲爾來右様の所爲なき様取締方を請求すべし

但し本文の事項は産地同業組合完結したる上聯合會を開き相當の方法を規定するものとす

第十一條 賣費は組合會に於て其標準を定むべし組合員は之を守り正利を旨とし不當の價を以て販賣すべからず

但し時勢に依り標準の改正を要するときは其都度役員會に於て之を改正報告すべし
第十二條 組合員は誠實と店賣を守り市中行商を爲す事を得ず

但し産地營業人に於て呼賣を爲す者あるときは第十條に準ずべし

第十三條 當組合地區外の營業者にして前條の行商を爲すものあるときは當組合に同盟し本規約の遵守を約せしめ且第七章第五十八條に依り議定の經費賦課金中等額を差出すものとする

但同盟者には當組合より同盟證票を交附すべし

第十四條 組合員は官民の論なく伐竹公賣の廣告あるときは正價を以て入札すべし

但入札人中營業人外の者あるを認むるときは購求後の使用方法を尋ね其事由を記したる書面を請求し若し其請に應ぜざるときは當組合の資格を以て該人の入札除却を公賣扱人へ請求すべし

第十五條 賣買の約定を爲したるものを破約せしめ或は不當の直引を爲したるもの其他營業の取引を妨碍する者あり被害者より組長へ申出るときは組長は其事實を調査したる上役員會に諮り相當の取扱を爲すべし

第十六條 賣品代價の不拂を爲す者あり貸主より組長へ申出るときは組長は一應不拂人へ該代金拂渡の事を諭し猶拂渡さざるときは組内一般へ爾來該人を取引すべからざる旨を通告すべし

然るときは組合員は更に示談済又は辨済に付不取引取消の通告ある迄之を遵守すべし

第十七條 雇人營業上不都合の事をなし雇主の承諾を得ずして該家を去りたる旨雇主より組長へ申出るときは組長は其理由を組内一般に通告すべし

然るときは組合員は爾來右の者を雇入るべからず

第十八條 削除

第十九條 總て甲家にありし雇人を乙家に於ては雇入れんとするときは甲家へ照會し熟談の上雇入るべし

第二十條 第十七條第十九條の場合に於て組長又は組合員前雇主の申立を正當ならずとするときは組長は役員會に諮り之を處置すべし

第二十一條 第十七條第十九條に依り雇入ならざるもの悔悟の状ありと認めたるときは役員會

に諮りたる上之を許すべし

第廿二條 雇主は雇人の品行を善良に導き成丈算筆讀書を習はし智識の開發を圖るべし

第廿三條 當組合員は約束爲替兩手形流通の方法を講究し資本倍用の便益を圖るべし

第廿四條 組合員は竹培養の得失運搬の便否其他經濟の點に注意し原價低廉の方法を圖るべし

第廿五條 組合員は各地の景況需用の増減新需用方法等に注意し勉めて販路の擴張を圖るべし

第廿六條 組合員は毎月の輸入又は買入及賣捌數量代價の計算書を作り翌月二日限り委員を経て組長へ差出すべし

第廿七條 組合員は營業上利害に關する事あるを見認るときは何事に拘はらず組長へ報告すべし

第四章 役員 職制

第廿八條 當組合は左の役員を置く

組長 一名

副組長 一名

委員 四名

書記 定員なし

第廿九條 組長は組合に係る一切の事務を總理す其大要左の如し

一、組合員の名簿を整理する事

二、組合員の組合に關する願届書に調印する事

三、商況及統計書を調製する事

四、組合員の決議事件を施行する事

五、商工會議所に營業者の總代となり參會し及び其決議事件を組内へ施行する事

六、官廳及商工會議所等の諸間に答申し又照會に應答する事

七、組合員の組合に關する紛議を和解する事

八、違約者處分を施行する事

九、金品の出納を整理する事

十、役員選舉の投票を開査する事

十一、諸役員を監督する事

十二、書記以下を進退する事

十三、營業改進の方法を計畫し及利害に關する事件は速かに組内へ通告する事

十四、組合に關する官令に對し疑義ありと認むるものは組合人に其心得方又は取扱方を示す事

以上の事項中重要なものは役員會に諮り然る後施行すべし

第三十條 副組長は其職權組長に亞ぎ常に組長を助け組長不在又は事故ある節之を代理す

第三十一條 委員は組長の意を受け其部内の事務を幹理す其大要左の如し

一、部内組合員の名簿を整理する事

二、削除

三、組合に關する官令及組長より通達事件を傳達する事

四、組合員より組長へ差出す諸報告書を取纏むる事

第三十二條 書記は正副組長の指揮を受け記録統計及庶務に従事す

第三十三條 正副組長委員は俸給なきものとし組合會の決議を以て若干の慰勞金を呈すべし

第卅四條 役員(書記を除く)は組合員にして他区内に住居し年令廿一歳以上の男子(主は總理人)を以てすに限る但左の各項目に觸る者は役員たるを得ず

一、風癩白癩の者

二、輕罪以上の刑又は賭博犯に處せられ滿刑後三ヶ年を経たる者

三、身代限の處分を受け負債の辨償を終る者

四、營業者に關する官令又は組合規約に違ひ處分を受けたるより一ヶ年を経ざる者

第卅五條 正副組長は組合員一同の投票を以て選舉すべし

第卅六條 委員は其部内組合員の投票を以て選舉すべし

第卅七條 選舉は投票多數を以て當選者とし同數なるときは年長を取り同年なれば圖を以て之を定むべし

但當選者辭退するときは次點者を以て之に充つ

第卅八條 役員任期は二ヶ年とし三ヶ月を以て改選期とす

但改選の節前任者を重選するを得

第五章 會議規程

第卅九條 會議を分て總會組合役員會の三種とす

第四十條 總會は組合一統の總集會にして毎年二月一日開設し前年中組合事業の要領を報告し組合員の懇親を結び且當業者大事件あるときは之を議す

第四十一條 組合會は組合議員の集會にして定期臨時の二に分ち定期會は毎年三月に開き臨時會は臨時要あるとき開くものとす

但臨時會は役員會の決議又は議員三分の一以上の請求あるにあらざれば開く事を得ず

第四十二條 役員會は役員を集會にして時々便宜に開會し組合に係る要務を談議するものとす

第四十三條 組合會に於て議定すべき事件は左の如し

- 一、組合經費の收受豫算及賦課方法
- 二、經費出納の當否
- 三、同業中の弊害を矯め利益を圖る方法
- 四、官廳及商工會議所諮問の重要事件

五、規約細則等の制定、改正、増減

六、其他役員會に於て要用とする事件

第四十四條 議員の定数は二十名とし各部内より五名宛を選挙すべし

但議員は役員と兼任するも妨げなし

第四十五條 議員の任期は滿二ヶ年とし一年毎に其半数を改選す尤も當初の退任者は圖を以て定むべし

但改選の節前任者を重選するを得

第四十六條 會議の議長は組長を以て之に任す時宜に依り組長議員中より指名選任するを得

第四十七條 議案は役員會にて調製し組長之を發すべし

但組長は役員中委員を定め該案に對し説明に任するを得べし

第四十八條 議事は出席過半数の同意を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に從ふべし

第四十九條 會議は過半数の出席なければ開く事を得ず

第五十條 決議の事項は之を要録し組長議長連署し商工會議所を經由本府廳へ上申すべし

第六章 加入者及退去者規程

第五十一條 當組合地區内に於て同業を営む者は加入申込書を作り組長へ差出すべし

組長は此場合に於て本規約を承知せしめ記名調印せしむるものとす

第五十二條 當組合は組合員へ左の如き證票を渡し店頭見易き所へ掲げしむべし

京都府認可

京都竹商組合員證票 [印]

第何號 住所 姓名

第五十三條 組合員代替改名轉居廢業等を爲すときは其都度組長へ届出すべし

但廢業の節は證票返戻し其他に書換を乞ふべし

第五十四條 組合員は十八年四月本府甲第五十號布達同業組合準則第四條但書に依り本府の課

定を受けし者の外は何等の事情あるも當組合を退去するを得ず

又地區内に於て同業を営む者は當組合へ加入せざるを得ず

第五十五條 組合員の増減は一年毎に組内一般へ報告すべし

第七章 經費收支方法

第五十六條 當組合に係る經費は公平正當の法を定め組合員に於て負擔するものとす

第五十七條 組合より支辨すべき費用は凡そ左の如し

- 一、役員慰勞金
- 二、書記小使雇給
- 三、事務取扱費
- 四、會議費
- 五、商工會議所費
- 六、雜費

第五十八條 一ヶ年經費の收支豫算額及賦課額は定期組合會に於て議定すべし

第五十九條 經費賦課額は四期に分ち一月四月七月十月に毎三ヶ月分を前繳すべし

但期節開業する者は其期分より經費を徵收し廢業する者は其節分迄の分を徵收す

るものとす

第六十條 経費徴収額に殘金あるときは翌年度へ繰込不足を生ずるときは役員會に於て其處置法を定むべし

第六十一條 経費は其年四月一日より翌年三月三十一日迄を一週年度とし年度後二ヶ月以内に精算書を作り組合内一般に報告すべし
但費用の決算書は毎年四月區役所を経て府廳へ届出づべし

第八章 違約者處分法

第六十二條 總て本規約に違反する者ありと認むるときは其事故を組長へ密告すべし組長に於ては篤と其實否を探查し相違なきに於ては役員會に諮り下條に依り處分するものとす

但過誤に據り本規約に違反し其他違反し情狀宥恕すべきものと認むるときは懲罰説諭を加へ向來を戒むべし

第六十三條 第九條第十五條に違反する者は二十圓以下一圓以上の違約金を差出さしむべし
第六十四條 第十六條に違反し取引を爲すべからざる者と取引を爲したるものは其金五圓以

下を違約金として差出さしむ

第六十五條 第十七條第十九條に違反するものは拾圓以下壹圓以上の違約金を差出さしむべし

第六十六條 経費の出金を怠る者は其出金する迄郵便先拂税を以て督促すべし當組合事務所の呼出に應せざるもの又本條に準ず

第六十七條 役員又は議員本規約に違反し不當の行爲あるときは組合會に於て之が處分すべし役員又は議員共に違反するときは總會を開き其處分法を議定すべし

第六十八條 前各條の違約處分に應せざる者及第五十四號に違反するものは其筋へ申告して處分を受くべし

第六十九條 違約者の處分方を定めたるときは其事由を速かに區役所を経て府廳へ届出并に商工會議所へ報告すべし

第七十條 違約處分を受けたる者の住所姓名及其事由は組内一般へ通告し且都合に依り新聞紙に廣告すべし

第九章 雜則

第七十一條 當組合は一ヶ年の事業組合の増減は毎年一月區役所を経て府廳へ届出及商工會議所へ報告すべし

第七十二條 組合員の住所及印鑑類は本府廳所管區役所へ届出及商工會議所并に組合一般へ報告すべし其變換あるときも又同じ

第七十三條 此規約を改正し増減し或は他の規約細則等を定むるには組合會にて決議し商工會議所を経由本府廳の認可を受くるものとす

附則

組合員は互に信義誠實を旨とし常に親しく交際し其情誼を盡すべし

第二、山城竹商組合同規約

(明治卅四年九月十三日改正)

第一章 組織名稱

第一條 當組合は竹卸賣仲買營業者同盟にして之を組織す

第二條 當組合は山城竹商組合と名稱す

第二章 地區及事務所

第三條 當組合は山城國 葛野郡、乙訓郡、宇治郡、相樂郡、丹波國 南桑田郡、船井郡、京都府 京都市を以て同業組合地區とす

第四條 事務の便宜を圖り地區を左の三部に分つ

第一部 山城國 葛野郡、京都府 丹波國 南桑田郡、船井郡

第二部 山城國 乙訓郡

第三部 山城國 宇治郡、相樂郡、久世郡

第五條 組合事務所は當分組長の住宅を以て之に充つるものとす

第三章 目的及方法

第六條 當組合の目的は營業上の弊害を矯正し各自の利益を増進するにあり其要領左の如し

- 一、竹束濫造の弊を矯正すること
- 一、賣買價格の標準を定むること
- 一、組合員は各自信義を重し營業取引を確實にすること
- 一、販路擴張を圖ること
- 一、手形流通の方法を講ずること

一、雇傭人取締方法を設けること

第七條 前條の目的を達せん爲め下條の方法を規定するものとする

第八條 竹束寸法は役員會に於て其標準を定め組合員は堅く之に準據すべきものとする

第九條 賣買價格は各地の状況を精察し役員會に於て其標準を定め組合員に報告し組合員は其標準に據りて賣買するものとする

第十條 組合員は苟も商業の秩序を破り相互に生産地又は販賣地の得意先を掠奪する等の行為あるべからず

第十一條 組合員は既に他人の賣買約定を爲したるものを解約せしめ又は不當の直引直上を爲し營業の妨害と爲る行為あるべからず

第十二條 取引先に於て代金の不拂を爲し又は不當の直引を爲すか若しくは賣買約定を無謂解除したる時は其旨組長に申出づべし

第十三條 前條の申出ある時は役員會に於て事實調査を爲し事實判明する時は其取引先の住所氏名又は商號を組合員に通告し組合員は其通告を受けたる日より取引を拒絶すべきものとする

第十四條 組合員にして前條取引拒絶の規定に背反する者ある時は下條の違約者として處分するの外組合員を除名する事あるべし

第十五條 取引拒絶者と雖も代金の支拂をするも又は示談を爲したる場合は情狀に因り役員會に於て取引拒絶の解除を組合員に通告すべきものとする

第十六條 組合員にして不實の申立をなしたる時は役員會は情狀により違約者として處分することあるべし

第十七條 組合員は荷造の方法運搬の便否其他各地に於て需用の状況を視察し本業發達の點に注意し務て販路擴張を圖るべし

第十八條 組合員は營業上利害に關する事件ある場合は何事に不限組長に報告すべし

第十九條 組合員は手形を流通せしめ資本運用の便益を圖る事に強むべし

第二十條 雇人營業上不都合の行為をなし雇主の承諾を得ずして主家を退去したるときは其旨組長に申告すべし

第二十一條 前條の申告ありたる時は組長は其事業を調査し相違なきに於ては直に組合員に通告すべし組合員は其通告を受けたる日より其者を雇入るべからず

第廿二條 組合員の甲家にありし雇人を乙家に於て雇入んとするには甲家の承諾の上に非ざれば雇入るべからず

第四章 役員

第廿三條 當組合に左の役員を置く

- 組長 壹名
- 副組長 壹名
- 委員 九名

但し各部に三名

第廿四條 組長は組合に係る一切の事務を處理す

其大要左の如し

- 一、組合員名簿を調製すること
- 一、組合總會及役員會の決議事件を施行すること
- 一、組合員の組合に關する紛議事件の仲裁又は調和をなす事
- 一、違約者處分を施行する事

一、金品の出納を整理する事

一、役員選舉の投票を調査する事

一、役員を監督する事

一、營業改良の方法を講じ利害に關する事件ある場合は速に組合員に通告する事
以上事項中重要なる件は役員會の承諾を得て施行するものとす

第廿五條 副組長は組長の職務を補佐し組長事故ある時は之が代理をなす

第廿六條 委員は組合員を代表し本組合の事務を幹理す其大要左の如し

一、部内組合員の名簿を整理し及監督する事

一、通達に關する事

一、組合經費を徴收する事

第廿七條 役員は總て無報酬とす組合總會の決議を以て慰勞金又は實費辨償を爲すを得

第廿八條 役員は組合員にして組合地區内に住居し年齢廿五歳已上の男子に限る

第廿九條 左の各項に觸るゝものは役員たる事を得ず

一、無能力者

- 一、輕罪已上の刑に處せられ満期後三ヶ年を経過せざる者。
- 一、破産又は家資分散の決定を受け復権せざる者。
- 一、本規約違約處分を受け一ヶ年を経過せざる者。

第五章 役員選舉

第三十條 正副組長は組合總會に於て組合員の投票を以て選舉するものとする

第三十一條 委員は其部内組合員の投票を以て選舉するものとする

第三十二條 選舉は投票多數者を以て當選者とし同數なる時は年長者同年なる時は抽籤を以て之を定む

第三十三條 役員任期は二ヶ年とする

但重任を妨げず

第六章 會議

第三十四條 會議を分て組合總會及役員會の二種とする

第三十五條 組合總會は組合全體の集會にして毎年一月開會し前年中組合事務の成績及收支の豫算并に決算の報告をなし且つ必要の件を議すべし

但總會期日は一週日已前に通告すべし

第三十六條 臨時組合總會は組合員三分の一已上の請求ありたる時又は役員會に於て必要と認むるときは之を開くものとする

第三十七條 役員會は正副組長及委員を以て組織するものとする

第三十八條 役員會は定期臨時に分け定時會は毎年七月に臨時會は必要の場合之を開くものとする

第三十九條 役員會に於て議決する事項左の如し

- 一、組合員に係る一般の要件
- 一、組合經費の收支豫算及賦課方法
- 一、組合員の弊を矯め及利益増進を圖る方法
- 一、違約者處分の決定
- 一、規約細則等の制定並に改正増減
- 一、貨物運送に係る諸般の件
- 一、運搬賃金の標準を定むること

一、雇人賃金の標準を定むること

第四十條 會議の議長は組長を以て之に任す

但時宜に依り役員中より選任することを得

第四十一條 議案は役員會の協賛を得て之を發するものとする

但役員會の議案は組長之を發す

第四十二條 議事は出席過半数の同意を以て決す可否同數なるは議長の決する所による

第四十三條 會議は過半数出席するに非ざれば開くことを得ず

第七章 加入及退去

第四十四條 當組合地區内に於て新規同業を營む者は加入申込書に其部内の組合員二名以上

の連署を以て申込を爲すべし

第四十五條 新規加入者は當組合に積立ある金額を標準とし役員會に於て決定したる金額を

加入の際差出すものとする

第四十六條 當組合員には左の如き證票を交付するものとする

山城竹商組合員之證 燒印	住所氏名
-----------------	------

四寸二分

一 尺

第四十七條 組合員名義の變更又は轉居廢業等を爲したるときは其都度組長に届出て證票の返還又は替換の手續を請求すべし

第八章 經費の收支

第四十八條 當組合の經費は組合員に於て負擔するものとする

但當分の内組合員は一ヶ年金一圓五十錢出金するものとする

第四十九條 組合員の負擔する經費金の徵收期は毎年一月組合總會の際徵收するものとする

但臨時費用は臨時に徵收することあるべし

第五十條 経費徴収金に殘餘ある場合には組合積立金に爲すと又は翌年度の経費に充つるとは一に役員會の決定に任ずるものとす

第九章 違約者處分

第五十一條 組合員本規約に違背したる者あるときは直に組長に申告すべし組長は能く其事業を調査し相違なきに於ては役員會に付し下條により處分するものとす
但過失に因るか又は其情狀宥恕すべきものと認むるときは説諭を加へ向來を戒むべしものとす

第五十二條 本規約第八條第九條第十條第十一條第十三條に違背するものは金十圓以上三十圓の範圍に於て第廿二條に違反するものは金三十圓以上十圓の範圍に於て違約金を差出さしむるものとす
但違約金は組合積立金と爲す

第五十三條 違約者違約處分に服せず違約金差出さるる場合は直に組合員を除名するものとす

第五十四條 経費の出金を忘る者ある時は催告狀を發し尙ほ應せざるものは除名するものとす

第五十五條 役員に於て本規約に違反するか又は不法の行爲あるときは組合總會に於て之が處分をなすものとす

第五十六條 除名者又は違約處分を受けたるものあるときは組合全體に通告し場合により公告することあるべし

第五十七條 當組合より除名せられたるものにして再び加入申込をなすものあるときは新規加入の規定に準據するものとす

第十章 雜則

第五十八條 本規約を改正又は増減するには役員會に於て決議し組合總會の承認を得るものとす

第五十九條 組合積立金は組合の存續する限りは利廻の方法を以て保存し組合員又は退去者及除名者は積立金の分割又は分配を要求なし能はざるものとす

第六十條 當組合は各自本業の便益を圖り貨物取扱者に特約することあるべし
但場合に於て非常必要の場合には役員會の決定により幾分の消費を爲すことを得

右條々堅く遵守する者也

第三、神戸竹材同業組合定款

明治三十三年十月三十日
農商務省指令第一三五二二號

第一章 名稱及事務所の位置

第一條 當組合は明治三十年法律第四十七號重要輸出品同業組合法に依り設立し神戸竹材同業組合と稱す

第二條 當組合は事務所を神戸市内に設置す

第二章 組織營業種類及地區

第三條 當組合は輸出竹材を營業とする者を以て組織す

第四條 當組合の同業とする營業種類は左の四種とす

- 一、製造營業者
- 一、販賣業者(賣込及委託販賣を併せ云ふ)
- 一、直輸出業者
- 一、仲買業者

第五條 當組合の地區は神戸市及武庫郡とす

第三章 目的及其業務

第六條

當組合は同業者協同一致して各自經營する業務の繁盛を謀り本業上の弊害を矯正し改良進歩を期し輸出の販路を擴張し公益を増進するを以て目的とす

第七條

當組合の事務は左の諸項とし其成績は二月九月の總會に於て報告す但各項目中別に施行細則を要するものは總會の決議を経て之を定め主務大臣に届出て施行するものとす

一、製造及賣買に關する取締

二、職工習業者及使用人に關する取締

三、運搬及荷造等に關する取締並に改良方法

四、契約及信用維持に關する取締

五、紛議の仲裁又は判定

六、本業上の利害得失に關する講究並に調査

第八條

本組合員は左の行爲をなすべからず

- 一、製造及賣買上詐欺不正又は苛酷なること
- 二、取引上信義を重んぜず確實ならざること

三、同業者の營業に妨害を與ふること
 四、濫賣競争をなし市場を變動せしむること

第九條 本組合員にして共同販賣店を設置せんとするときは其設置の方法等を規定し組長に届出づべし

第四章 加入及び脱退に關する規程

第十條 當地區内に於て同業を營むものは其專賣と父店舗を設けると否とに拘わらず總で當組合に加入せしむべし

第十一條 地區外の同業者と雖とも當地區内に來りて本業を營むものは加入せしむ

但當地區内に店舗を設けざるものは當地區内の在住者をして代務者とし其氏名を事務所へ届出づべし

第十二條 當組合へ加入せんとするものは其旨事務所へ届出て名簿に記名捺印し左式の證券を受け看易き處に掲ぐべし

但會社又は支店出張所の名義を以て加入するときは其代務者を定め事務所へ届出づべし

表

第 號	印
住 所 番 邸	
業 名	何 某

一 尺

三 寸

何年何月何日附典
神戸竹材同業組合事務所

蓋

第十三條 當組合員は廢業をなさんとするときは其旨事務所へ届出づべし

第十四條 同居又は同居せざるも一店舗内に於て其經濟を異にし營業をなすものは各自別に加入すべし

第五章 役員資格權限及其撰舉に關する規程

第十五條 當組合に左の役員及職員を置く但其選舉方法は本條一二三の規定に依る

組 長 一名 副組長 一名
 評議員 七名(内一名會計主任) 理事 一名

書記 一名

- 一、組長副組長及評議員は毎年二月總會に於て選舉するものとする
- 二、評議員中一名の會計主任は毎年二月總會に於て選舉するものとする
- 三、理事及書記は評議員會の協賛を経て組長之を任免するものとする

第十六條

左の各項に抵觸するものは役員たることを得ず

- 一、未成年者及婦女
- 二、廢疾者

三、重罪の刑に處せられ満期又は赦免後滿四ケ年を経ざる者

但國事犯は此限にあらす

四、組合の規程に依り過怠金以上の處分を受け満期又は解除後滿二ケ年を経ざる者

第十七條

役員及職員職務及其權限を左の如く定む

一、組長は組合を總轄し業務整理上執務規程を定め及會議の決議を執行し若し決議を不當と認むるときは再議に附することあるべし

一、副組長は組長を補佐し組長事故あるときは代理をなす

一、正副組長同時に欠員となりたる時は評議員の内にて組長代理者を定むるものとする

一、評議員は組合員に代り常に業務の議事に參與す

一、會計主任は出納及保管の事を擔任す

一、理事は組長の命を受け業務を執掌し書記以下を監督し及組長の委任條件を執行す

一、書記は役員及理事の指揮を受け庶務に従事す

第十八條 役員は名譽職にして任期は一ケ年とし満期再選することを得

第十九條 選舉決定は投票得點多數に依る若し同數なるときは年長を採り同年なるときは抽籤す

第六章

會議に關する規程

第二十條 會議は總會役員會の二種とし總會は毎年二月九月の兩度に開會し役員會の決議又は組合員の總數四分の一以上請求するときは臨時之を開き役員會は役員二名以上の請求あるとき及組長に於て必要と認むるときは開會するものとし議事細則は總會

の決議を以て別に之を定む

第廿一條 會議の招集は左の時間内に於て議案を回付し組長之をなす組合員及び役員は其招集に應ずべき義務あるものとす若し事故ありて欠席するときは開會時限前其旨會場へ届出つべし

總會開期五日前 役員會開期三日前

但緊急の場合は本條通知期間を短縮することを得

第二十二條 組合員は代理人をして會議に列するを得せしむると雖も其代理人は家族又は使用人にして丁年以上の男子に限り委任状を携帯せしむべし

第二十三條 會議は出席員左の定數に満たざるときは開會することを得ず

但緊急事件に限り定員に満たざるも出席員に諮り三分の二以上の同意を得て開會することを得此場合に於ては決議の事項を後日缺席者に諮り定規の賛成を得るを要す

一、總會組合員總數三分の二以上
一、役員會役員過半數以上

第二十四條 役員及組合員にして議件の關係者たるときは其會議に參列することを得ず

第七章 會計に關する規程

第二十六條 當組合の經費は組合員の負擔にして會計は曆年度とし經費收入課目及支出費目は左の各項に依り毎年九月總會に於て其賦課徵收方法を定め主務大臣の認可を請ふものとす

收入課目

一 各自分當割 一 營業等級割 一 雜收入

但總會の決議に依り各課目中其一二に就き賦課徵收することを得

支出費目

一 諸給料	一 事務所諸費	一 雜給
一 營繕費	一 會議費	一 報酬賞與
一 交際費	一 豫備費	

但役員會の決議を経て各費目を流用支辨することを得

第二十七條 當組合員は各自負擔の經費を納期限内に於て納付すべし

第二十八條 經費の決算貸借對照表は毎年二月總會に於て之を報告し收支過不足金は翌年度

へ繰越し経費豫算に編入するものとする

第二十九条 過怠金を徴収したるときは雑収入とし組合の経費に充つるものとする

第八章 違約處分に關する規程

第三十条 組合員にして違約者たるときは役員會の決議を経て總會に附し左の各項に依り處分す

但處分後改悛の情顯著なるときは本條の手續を経て輕減又は解除することを得尤も

二項三項の處分を爲したるときは新聞紙に廣告するものとする

一、説諭の上將來を戒め又は譴責

二、壹圓以上二百圓以下の過怠金を徴す

三、一月以内の取引を中止し又は拒絶を爲す

第三十一条 定款第十條第十一條第二十七條に違犯するものは法律に照し其筋へ申請し

第九條第十二條第十三條第十四條第二十一條の届出てをなさざる者第二十二條

第二十四條に違犯するものは第三十條第一項に依り第八條に違犯するもの及び

不徳義又は欺合の名義を濫用し或は事務の執行を妨害するの行爲するものは同

條第二項に依り第六條に違犯し又は營業上詐欺不正に類し又は組合の體面を汚す

の行爲あるもの或は法律に牴觸するものは其筋に申請し或は同條第三項に依り處分

す

第三十二条 違約者を處分し又は解除したるときは其旨主務大臣に届出て組合員及同業取引

先きへ通報すべし

第三十三条 過怠金は其通知を受けたる日より二十日以内に納附すべし若し怠納するときは其

筋へ處分を申請するものとする

第九章 營業品検査に關する規程

第三十四条 營業品の検査を必要とする場合に於ては總會の決議を以て別に其方法を定め主

務大臣の認可を請ひ施行するものとする

第十章 定款變更に關する規程

第三十五条 此定款は組合員總數四分の三以上の同意を以て決議するにあらずんば改正變更

することを得ず

第十一章 解散に關する規程

第三十六條 當組合は組合員總數五分の四以上の同意を以て組合を不必要と認めたるときにあらざれば解散することを得ず

第四、神戸竹材同業組合定款施行細則

本組合定款第七條に依り規程を設け其施行細則左の如く定む

第一章 製造及賣買に關する規程

第一條 本組合員は當地區内に於て輸出竹材を製造し又は販賣するも當組合へ未だ加盟せざるものとは取引をなさざるものとす

第二條 一邸宅内に於て二人以上經濟を異にし輸出竹材を賣買するものは常に其商品の區別を判然ならしむべし

第三條 本組合に於ては市價の平衡を保たしむるが爲め役員會の決議を以て商品の等級に應じ一定の標準價格を定むることあるべし

第四條 本組合員は定款第六條の目的を達するが爲め左の各項を遵行すべし

一、粗製を禁じ品質を精美に成し本業の改良進歩を期する事

二、價格不相當の商品を製し又は賣買して市價の變動を致さる事

三、濫賣競争を制し市價の公平を保ち取引の簡便を務むること虚飾せる商品を製し又は賣買せざる様に意を用ゆる事

四、業務を勤勉し販路を擴張せしむるの方法を講ずる事

第五條 各地製産者へ資本金若くは前金を貸與し物品を一手に買収するの契約を爲したるときは其取引の期間を定め製産者と連署の上事務所へ届出て組合員へ通知し他の組合員は其製産者と商談を試み又は取引することを得ず

第六條 組合員中既に賣買定約なしある物品なることを知得し其物品に對して商談を試み又は取引することを得ず

第七條 甲店借財あるが爲め又は賣買の契約ありて甲店へ賣却の目的を以て輸送しある物品を其荷主より乙店へ賣却せんとするときは乙店は甲店に協議し其認諾を得るにあらざれば買約することを得ず

第八條 本組合員は一ケ年を二期に分ち製造及賣買數量高井に其金額を前期分は其年七月五日迄に後期分は翌年一月五日迄に詳細事務所へ届出べし

第二章 荷造及運搬に關する規程

第九條 商品荷造は充分堅牢になし品名寸尺 數量及自家の名義を記載したる標札を附するは勿論左の各項を遂行すべし

- 一、物品の細大長短不備なるものを混じ荷造すべからざる事
- 二、外部のみを虚飾し其實なき荷造を爲すべからざる事

第三章 職工習業者及使用人に關する規程

第十條 工役金を定め製造に使用するものを職工とし技術を修熟する爲め製造に従事せしものを習業者とし業務に従事する者は總て使用人とする

第十一條 左の各項に抵觸する職工及び習業者は組合員に於て雇使又は授業することを得ず若し其事實ありたるときは事務所へ申告すべし

- 一、偽名を以て契約なしたるもの
- 二、同盟罷工を企てたるもの及之を幫助し若くは之に應じたるもの
- 三、業務を怠り工場の秩序を亂りたるもの

第十二條 他人の契約ある職工及習業者を誘導し又は紹介する等の行爲をなすべからざる事

第十三條

組合員は職工及び使用人を雇入又は習業者の契約をなさんとするときは其契約證を交換したる後本人の住所氏名年齢及び通名等を詳記し事務所へ届出で組合員一般へ通知をなし一週間に於て異議の申立なきときは承認し若し異議あるときは其理由を付し届書を返すべし

但本條は組合員地區外の支店又は出張所等に使役するものにも適用し解雇解約の時も又本條に依るべし

第十四條

職工習業者にして止むを得ざる事情ありて契約年限内に於て解雇又は解約したるもの其契約の殘期中再び當地區内に於て本業に従事せんとするときは前授業主又は雇主の承諾を経るを要す

第十五條 使用人不都合の所爲ありて解雇したるときは事務所へ届出で組合員一般へ通報すべし

又合意の上解雇したるときは本人へ解雇證を附與すべし
但本條の通知ありたるもの及解雇證所持せざるものは雇入る、ことを得ず

第十六條 職工及習業者にして一時休業をなし又は復業するときは其都度事務所へ届出べし

第十七條 雇主又は授業主にして廢業或は休業十日以上に涉るときは其職工及習業者は契約年期間と雖も他の職工及習業者となるも妨なし

但前借金等あるものにして其辨済を了へざるときは本條の限にあらす

第十八條 本組合員は其使用人の所爲と雖も定款及施行細則に背犯するときは本人其責に任すべし

第十九條 使用人中業務を擔當し又は代理をなさしむるものは其氏名を事務所へ届出て證券を乞ひ常に携帯せしむべし

第四章 契約及び信用に関する規程

第二十條 本組合員は信義を重んじ平和を主とし協同一致本業上の信用を厚くするの責務を帯び左の各項を遂行すべし

- 一、商品を選選して其等差を明かにし内外需要者の信認を得る事
- 二、製造又は賣買上の約束を嚴守し取引を正確ならしむる事
- 三、商品の細大長短不備なるものを製し又は賣買すべからざる事
- 四、外部のみを虚飾し其實なき商品を取扱はざる事

五、見本に差異ある商品を取扱はざる事

六、品質の精粗又は等級を混交し若しくは其等級を偽るべからざる事

七、賣買代金請渡の延滞又は不拂等を爲すべからざる事

八、契約品を引渡さず又は引取らざる等の事あるべからざる事

九、帳簿及び計算を明了ならしむる事

第五章 紛議の仲裁及判定に関する規程

第二十一條 紛議の仲裁又は判定を乞はんとするものは相手の一方より二名以上の組合員に托し示談をなし尙事務局の終結に至らざるもの限り其調停者又は相手の一方より其旨事務所へ届出で仲裁又は判定を乞ふべし

但双方合意に依り仲裁又は判定を請ふときは本條の示談の手續を要せざるべし

第二十二條 仲裁又は判定を申請するときは其届書に双方より詳細なる理由書を提出すべし但本件に關し特に臨時費用を要するときは本人各自に負擔せしむべし

竹材工藝

明治四十三年十月十日印刷
明治四十三年十月二十日發行

「竹材工藝」
定價金七拾五錢

著作
所有

著者 山崎嘉夫
發行者 大橋新太郎
印刷者 水谷景長
印刷所 博文館印刷所

發行所

東京市日本橋區本町三丁目

博

文館

振替貯金口座東京二四〇番
販賣部電話本局二六二〇番

農學士 日下部幸太郎君 共著
 石田孫太郎君
 第十編 ● 改良蠶室法
 正價四拾錢 郵稅六錢

中央新聞評 著者各地に養蠶の教師たる數回深く養蠶蠶囚の實室に
 あるを實験し學理と實験を結ぶる蠶業經濟を練として記述せるもの即ち
 本書にして是れを八章に分ち蠶室建築法、蠶室治療法、蠶室取扱法等を
 詳論したれば養蠶業には必讀の書なる可し

奈良縣立農林學校教授 林學士 安藤時雄君著
 第十一編 ● 竹林保護繁殖法
 正價四拾錢 郵稅六錢

東京日々新聞評 竹材の用途大にして一は國産となり、一は風致を
 添ゆることは人皆之れを知れり、然れども栽培を努めて國利を興す人
 は至て少し願ふに右は主唱者の乏しき所以ならんか本書は是等の點を扱
 くこと詳密にして世人を啓蒙せしむるに足れり、余は喜んで紹介の勞を
 取ると同時に著者が本書を利用して竹林の培養を勤めんことを望む

蠶業專攻 高見竹次郎君著
 第十二編 ● 夏秋蠶飼育法
 正價五拾錢 郵稅六錢

本書は夏秋蠶の起原沿革より説き起し夏秋蠶の利害得失に及び進んで其
 種類に就て説き更に進んで飼育法を詳説し養蠶「飼育標準表」、「夏秋蠶と
 風穴」、「風穴の構造と貯種法」の三章をも設けて之れが説明を試みたれば
 一般養蠶家の互顧問と謂ふべし

農園務省月令 農學士 岩波六郎君著
 種奇牧場長
 第十三編 ● 牧場の經營
 正價四十八錢 郵稅六錢

總論○牧場の撰定○牧場の地積の決定○營造物(厩舎、牛舎、羊舎、豚舎、サイロ、玉蜀黍貯藏庫、飼料調製舎、製乳所、蹄切機、木桶、道路排水)○器具器械○飼養家畜の撰擇(馬、牛、羊、豚、鶏)○飼料○飼料の栽培及生産肥料の計算○管理者及勞力○畜産物

農學士 鈴木敬策君著
 第十四編 ● 牛乳と乳製品の研究
 正價四拾五錢 郵稅六錢

飲料となりたる牛乳の起原より説き始め牛乳製品の研究を學術的に詳説したるもの凡て乳牛に關する知識は收めて一書に在り、苟も衛生を重んずる人又は著者研究の迹を窺はんとする人は必ず本書を備へざるべからず

農學博士 橋井時敏君校閱
 農學士 谷口龍之助君 達坂重助君共著
 第十五編 ● 害蟲驅除法
 正價四拾五錢 郵稅六錢

總論○昆蟲(卵、幼蟲、蛹、成蟲)○害蟲及益蟲○害蟲豫防○驅除の必要○驅除豫防法○豫防と昆蟲學研究の必要○同類驅除法○自然的方法(耕作的、器械的、藥劑的)各論(米、穀類、蔬菜類、荳菰類、果樹、特種作物其他害蟲驅除豫防法)

奈良縣立農林學校教授 林學士 安藤時雄君著
 第十六編 ● 造林の經營
 正價六拾五錢 郵稅六錢

時事新報評 造林經營に關する議論より造林準備、各種森林の經營、苗圃の設定と作菜、施屋上の注意、苗木の區別、植栽後の手入れ、雪との關係、造林費支出五ヶ年計畫、杉植栽、植栽の施業法の十一種に分ちして造林の經營を懇切に解説し尙ほ植栽、植栽の施業法の方法及成數と清國に於ける殖産人の造林經營を參考として附載せり

林學士 山崎嘉夫君著
 第十七編 ● 竹材工藝
 正價七拾五錢 郵稅八錢

續刊 ● 實用養鴨法

國運の隆昌は武力と富力の結合より來る富力乏しき國は一時武力に依りて榮ふと雖も到底永きを保てず今や我國は日露戰勝の結果東威八紘に輝き宇内強國の座に列するも顧みて富力の如何を思へば無然たらざるべからざるものあり、富力の強大を圖るは、我國劃下の急務に屬せり、富力の強大を圖らんと欲せば、須らく産業の發達隆興に俟たざるべからず、是れ本館並に産業叢書なる題目の下に、何人にも了解し易き行文を以て農工業の全般に亘り、學理を經とし、實地を練とし、具體的に主業及副業を説き、或は技術の秘訣を傳ひ、或は製造販賣の法を叙し、専ら産業家の實際的指導たるの書籍を刊する所以なり、庶幾は之に依て我國産業隆興の發展に資し、強大なる富力を致すを得ん乎。

農學士 楠 巖君著 (九版) (系列三百四十六頁)

農產製造學

全一冊 正價四拾錢 郵稅八錢
洋裝五拾五錢 八小包

本書內容

麥酒釀造法
葡萄酒釀造法
酒精製法
清酒製法
砂糖製法

水飴製法
藍製法
纖維製法
醬油製法
味噌製法
納豆製法

豆腐製法
豆腐製法
烟草製法
澱粉製法
湖粉製法
茶製法

臘脂製法
黃油製法
乳酪製法
乾酪製法
煉乳製法

農家の副業

千葉敬止君 共著
川井甚平君 共著

全一冊 菊列美本 正價金廿五錢
紙數二百頁 郵稅金六錢

日本次書

○養蠶工 ○竹細工 ○柳行李 ○麥稈異田 ○蘭蓆 ○麻苧 ○木綿 ○蔬菜 ○果實 ○綠茶
○澱粉 ○晒箔 ○納豆 ○味噌 ○豆腐 ○水菟菌 ○パダ輸出用作物 ○木醋 ○椎茸 ○養蠶
○養雞 ○養豚 ○養蜂 ○畜羊 ○樟腦 ○漆液

實驗養鶏法

(再版) 農學士 横山春平君著 全一冊 菊列上製 正價金八拾錢
紙數二百九十六頁 郵稅金八錢

理學博士 齋藤賢道君著

工業用植物纖維

全一冊 洋裝四六判上製 紙數二百七十頁 正價金五拾錢 郵稅金八錢

絹糸の處理及染色

全一冊 菊列 正價金五拾五錢 郵稅金六錢

東京京實業講習所技手 松下三朗君 共著
埼玉縣秩父農學校教諭 小熊正男君 共著
本書は實際を基礎とし學理を應用し凡そ絹糸絹糸紡績 人造絹糸の性質並に處理及び染色上相互の關係と其方法とは遺憾なく平易に又綿密に解説したり苟も蠶糸當業者は勿論染色業に従ふ人一本を備へなば其裨益する處鮮少なからざるを信す

(班一容内)

●植物構造一般(細胞、細胞膜、細胞管内)組織及び導管。根の構造。莖の構造。葉の構造 ●植物纖維總論(植物纖維の通性)(植物纖維研究の歴史。植物纖維分類法。植物纖維の鑑識の方法及び試薬等) ●植物纖維各論(纖維植物の分類。纖維の種類及其性質)

工學士 町原駒君著 三版 (全一冊四六判上製)
機織及意匠一班 正價金八拾錢 郵稅金八錢

發行所 東京本町 博文館

發行所 東京本町 博文館

78
77

當業者必携二各家庭必備

井上繁次郎君著

室內家具圖說

發行所 博文館

全一冊
紙質精良印刷鮮明
正壹圓四拾錢
小包料 金拾貳錢

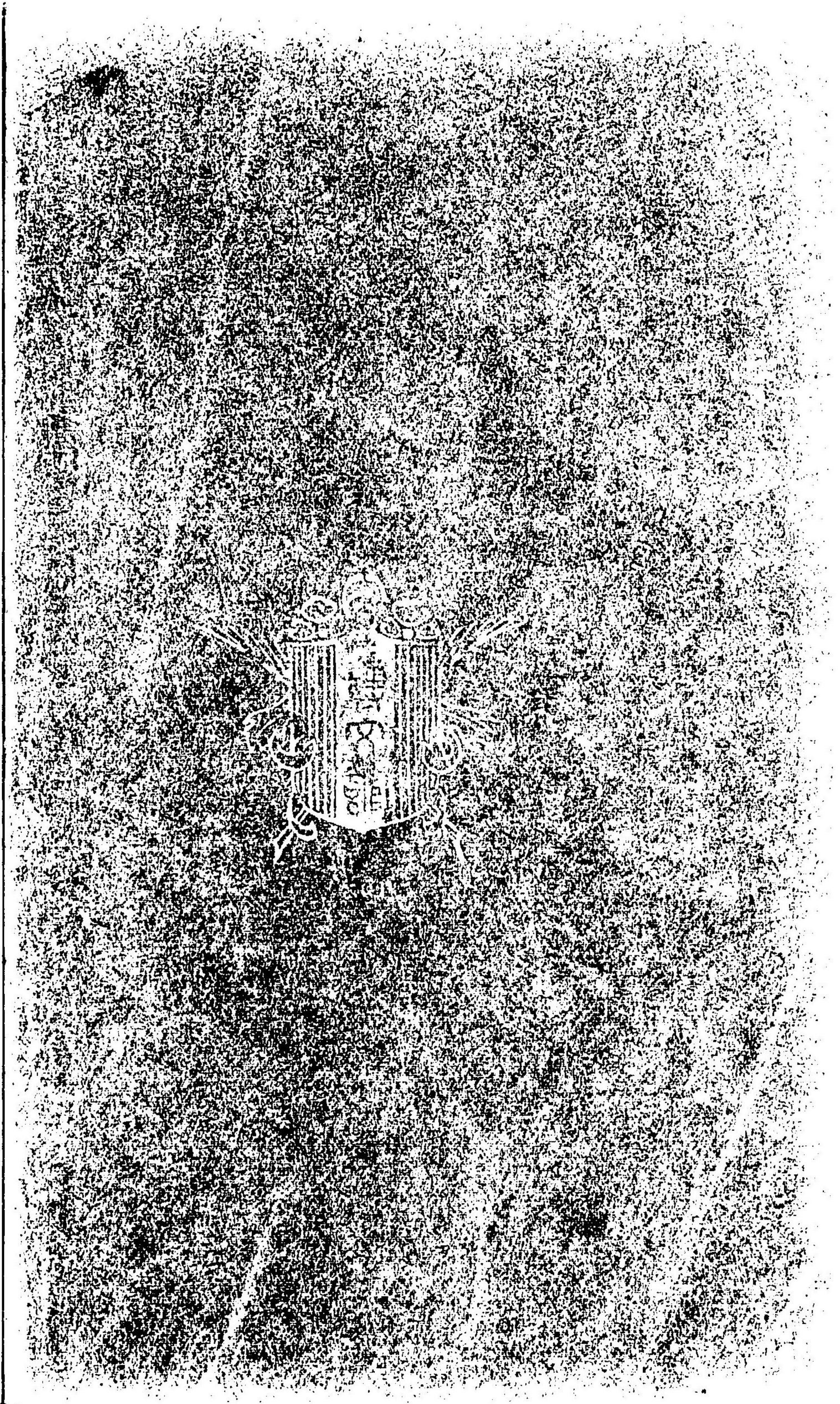
本書は室内置棚。茶篋筒。机。食卓。花臺。煙草盆。他飾り彫刻の圖案二百二十餘圖に最簡明平易に沿革用途材料製作順序の說明を附印刷製本之を購ひば座敷の裝飾に充てんとす参考し家具撰擇の指針とする指物の職業に従事す意匠考案の助けとするる人は有益の好参考書である

造花技術校主 山田興松君著

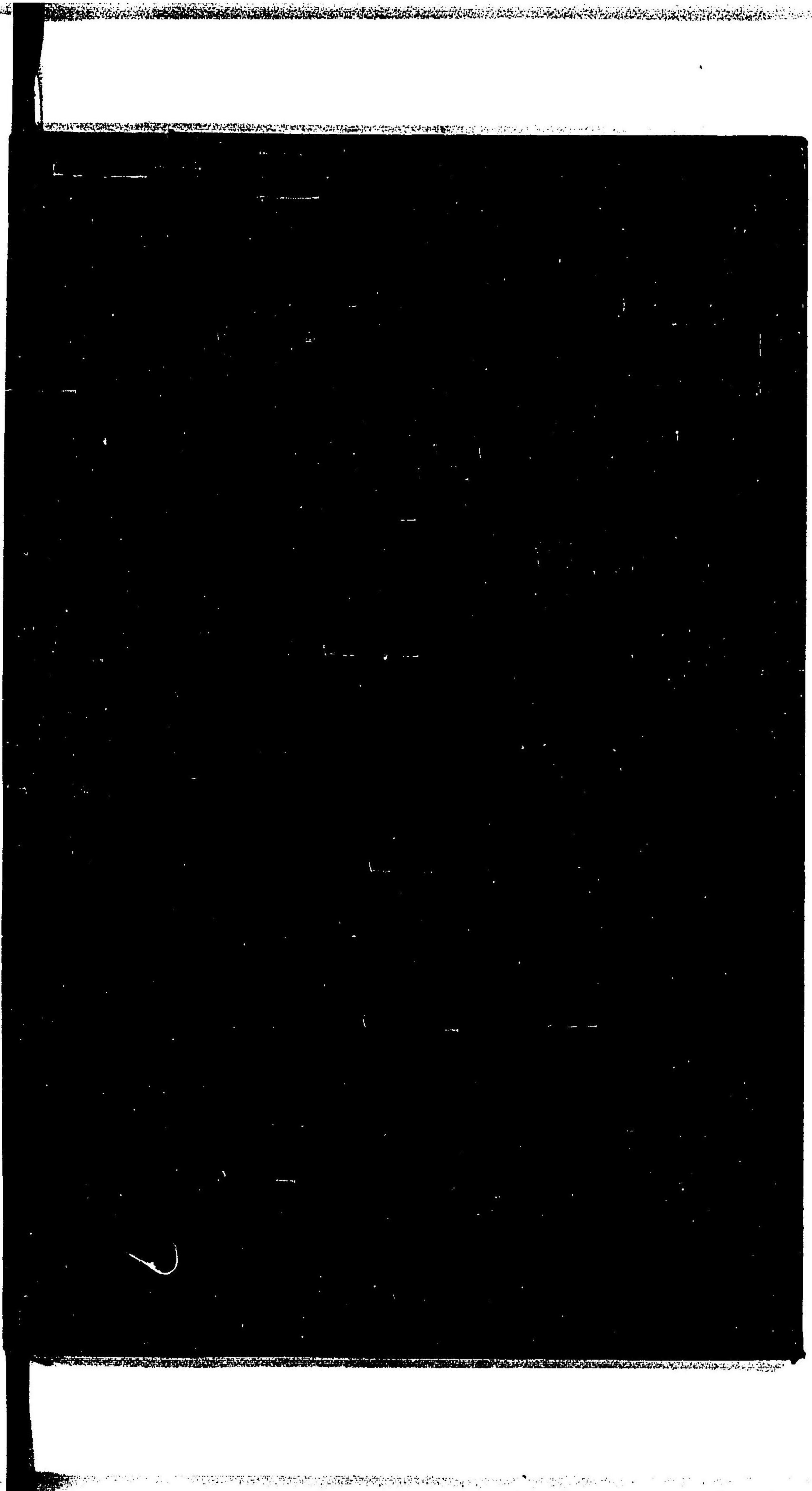
摘み細工指南

全一冊 菊列大和綴
石版印刷 口繪入
紙數二九四頁

●正價金四拾五錢 郵稅金八錢
○總論摘細工大意、意匠及特長
○材料
○取扱法
其他○從業順序と用意一斑
○實習上の説明
三項○實習製作 野菊、幽蘭、其他草花二十種の作り方
○簪の作り方
説明十項
○實習法の説明
鳥類形簪の作り方十項
○應用科諸種實習法十項
○巾着模様各種作り方十項
○摘み細工種類十項
●附録重要事項數十種



78
77



072215-000-0

78-77

竹材工芸

山崎 嘉夫/著

M43

CEF-0089



